

減 免 算 出 額 基 準 表

別表(第5条)

区 分		減 免 割 合			減 免 対 象 保 険 料	必 要 書 類	摘 要			
第3条第1項	第1号該当	災害等により、障害者となった場合。	前 年 の 総 所 得 金 額 等		減 免 割 合		当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料額	障害者であることを証明する書類	地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。	
			制 限 な し		90.0%					
		災害等により、納付義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する家屋及び家財に甚大な損害を受けた場合。	前 年 の 総 所 得 金 額 等	損 害 割 合				被害内容を証明する書類(罹災証明等)	1 損害割合 = 損害金額 ÷ 損害前の資産価額 × 100 (損害金額は、保険金、損害賠償金額等により補填された金額を除く。)ただし、罹災証明が提出された場合は、被害程度に応じて損害割合の各区分を適用する。 2 降雨災害に係る取扱いについて (1) 損害割合30%以上50%未満 床上50センチメートル以下の浸水により、壁、屋根、畳等に損傷を受け、居住目的を損じた場合で、修理若しくは取替えを要するに至ったもの (2) 損害割合50%以上 床上50センチメートルを超えた浸水により、建物が傾斜し、若しくは壁、屋根、畳等に損傷を受け、居住目的を著しく損じた場合で、修理若しくは取替えを要するに至ったもの	
				50%以上(全壊)		30%以上50%未満(半壊)				
			500万円以下世帯		100.0%	50.0%				
			750万円以下世帯		50.0%	25.0%				
			1, 000万円以下世帯		25.5%	12.5%				
	災害等により、農作物に被害を受けた場合。	前 年 の 総 所 得 金 額 等	減 免 割 合			当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料額に前年中における合計所得金額に占める農業所得金額の割合を乗じて得た額	農作物の被害額を証明する書類	農作物の減収による損失額の合計額(農作物の減収価格から農業災害法補償法(昭和22年法律第185号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上である者。(農業所得以外の所得が400万円を超える者は除く。)		
		300万円以下世帯		100.0%						
		400万円以下世帯		80.0%						
		550万円以下世帯		60.0%						
		750万円以下世帯		40.0%						
		1, 000万円以下世帯		20.0%						
	第2号該当	失業、廃業及び事業不振により、収入が著しく減少した場合。	前 年 の 総 所 得 金 額 等	減 少 割 合			当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料のうち所得割額	収入・無収入申告書・給与証明書	1 減少割合 = (1 - 当該年中の所得見込額 ÷ 前年の総所得金額等) × 100 2 当該年中の所得見込額には、非課税所得(失業保険金、遺族年金等)を含む。	
				90%以上	70%以上	50%以上				
			150万円以下世帯		100.0%	90.0%				80.0%
			250万円以下世帯		80.0%	70.0%				60.0%
			350万円以下世帯		60.0%	50.0%				40.0%
			450万円以下世帯		40.0%	30.0%				20.0%

第3号該当	疾病、負傷等により、医療費が著しく増加した場合。	前年の総所得金額等	減少割合			当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料のうち所得割額	医療費の領収書等	1 減少割合＝{ 1－(当該年中の所得見込額－当該年中に支払う医療費の見込額)÷前年の総所得金額等 }×100 2 当該年中に支払う医療費の見込額は、高額医療費、保険金等の補填金額を差し引いた額
			90%以上	70%以上	50%以上			
		150万円以下世帯	100.0%	90.0%	80.0%			
		250万円以下世帯	80.0%	70.0%	60.0%			
		350万円以下世帯	60.0%	50.0%	40.0%			
		450万円以下世帯	40.0%	30.0%	20.0%			
第4号該当	貧困により、生活が著しく困窮している場合	生活保護世帯となった場合			100.0%	当該年度分の申請日以後に到来する納期に係る保険料額。	収入・無収入申告書・給与証明書・資産申告書	生活保護法による生活扶助の対象になるが、生活保護を受けない場合
		所得、資産等を勘案すると生活保護世帯となる場合			100.0%			
第3条第2項	第1号該当	国民健康保険法第59条各号の何れかに該当することにより、給付制限を受ける場合。	国民健康保険法第59条の規定に該当する被保険者		100.0%	1月を超えて、給付制限を受けた期間の当該被保険者に係る保険料額。	在所証明書、パスポート等の証明書	
	第2号該当	債務保証の履行により、生活が著しく困窮している場合。	その都度市長が定める。					
	第3号該当	前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合。	その都度市長が定める。					